

「多子世帯応援祝品等贈呈業務」に係る企画提案についての質問回答

No	項目	質問内容	回答	回答日
1	仕様書：P 1 1 (3) 契約期間等	契約期間は令和9年度末となっておりますが、祝品の申込期間は出生年度の翌年度末であることから、本事業において作成した贈呈サイトの管理運営、祝品の申込受付、祝品の配送・管理体制は令和10年度末まで対応することが必要という理解でよろしいでしょうか？	契約期間は令和8年度末（令和9年3月31日まで）となっております。 令和9年度以降の事業については、当該年度の受諾者において、実施することとなります。	4月15日
2	仕様書：P 1 2 (1) ア 贈呈サイトの作成②	当業務(サービス)開始時期について県が定めているまたは想定している開始目標時期があればご教示ください。	令和8年8月を目途に公開を開始することとしています。(仕様書P 1 2 委託内容 (1) ア②を参照ください。)	4月15日
3	仕様書：P 1 2 (1) ア 贈呈サイトの作成②	贈呈サイトの公開前までの事業対象者は何名を想定していますでしょうか。 対象者は令和8年4月1日からサイト公開前（令和8年8月目途）までに第3子以降を出生し、出生時に山口県内に住民登録をしている世帯の方がとなる認識で相違ないでしょうか。想定対象世帯数1, 160世帯に上記の対象者も含まれる認識でよろしいでしょうか。 また、ギフトカードの発送方法に指定はありますでしょうか。	贈呈サイト公開前までの事業対象（令和8年4月1日から贈呈サイト公開前までに第3子以降を出生し、出生時に山口県内に住民登録をしている世帯）の具体的な想定数はありません。 お見込みのとおり、事業対象は仕様書P 1 1 事業の概要 (5) 事業対象に記載のとおりであり、(6) 想定対象世帯（年間）は、上記の対象世帯を含む数となっています。 公開前までの事業対象者へのギフトカードの発送は簡易書留による郵送としてください。	4月15日
4	仕様書：P 2 2 (1) ア 贈呈サイトの作成③	IDとPWは受託事業者が任意で設定するパスワードという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月15日
5	仕様書：P 2 2 (1) ア 贈呈サイトの作成⑩	広報物の種類や仕様、部数、納品先、広報物の利用用途をご教示いただきたいです。 作成～印刷、納品も受託者での対応となりますでしょうか。	広報物について、対象世帯へ当該制度の概要を分かりやすく発信することを目的として作成いただくことを想定しています。種類、仕様の指定はありません。 納品先は県及び市町を想定しています。 具体的な部数は想定していませんが、令和5年度～7年度は年間約3, 000部を県で作成し市町に配布しました。 作成、印刷、納品について、受託者での対応を想定しています。	4月15日
6	仕様書：P 2 2 (1) イ 祝品の選定・内容等①	「遊技場入場券」は祝品としないと記されているが、「遊技場」の定義をご教示ください（水族館、サファリパーク等の施設は該当しますか？）	「遊技場」とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において定められているものを想定しています。 そのため、水族館、サファリパークは遊技場に該当しないと考えています。 なお、②記載のとおり、祝品については、0歳児から1歳児向けのものを用意してください。	4月15日

7	仕様書：P 2 2 (1) イ 祝品の 選定・内容等⑥	家事代行業者を家事代行クーポンに登録する際に貴県で 審査・登録をするかと思いますが、提供事業者が登録に必 要な情報はどのような内容を想定していますでしょうか。 令和6年度、7年度で実施している同事業の際の登録時に どのような申請内容があったか参考までにご教示いたされ たいです。	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/51/228938.html 県のホームページに募集要項を掲載しているので、参 考としてください。	4月15日
8	仕様書：P 2 2 (1) イ 祝品の 選定・内容等⑥、P 7 別紙 2	「家事代行サービス等」において、ご利用可能ポイント数 に<上限設定>を設けさせていただくことは可能でしょ うか？	ポイント有効期間全体を通して供給できる祝品を選定する こととしていることから、年間を通じてサービスの提供が 可能な家事代行サービス等に上限を設定することは想定し ていません。 県が登録した複数の事業者において提供されている多様な サービスへの代価としてポイントが利用されるため、上限 の設定は想定していません。	4月15日
9	仕様書：P 3 2 (1) ウ 祝品の 申込受付③ 実施要領：P 3 6 (4) イ 提案見積 書	申込期間は出生年度の翌年度末（令和10年3月末まで） までかと思いますが、本事業の契約期間は令和9年3月末 までとなっております。 提案見積は契約期間の令和9年3月末までの算出になると 想定しておりますが相違ないでしょうか。 その場合、契約終了後から申込期間が終了する令和10年 3月末まで、贈呈サイトの運用費や注文受付、商品発送、 家事代行サービスの利用など運用は継続することになるか と思いますが、令和9年4月1日から令和10年3月末ま での運用費は別途契約となる認識でよろしいでしょうか。	要領に沿って契約期間（契約締結の日から令和9年3月3 1日まで）の事業実施に係る提案見積書を作成ください。 契約期間満了後、令和9年度以降の事業については、当該 年度の受諾者において、実施することとなります。	4月15日
10	仕様書：P 3 2 (1) ウ 祝品の 申込受付④	紙カタログの想定の作成部数をご教示いただきたいです。	具体的な想定数はありません。 なお、現在、対象世帯の方からインターネットを利用して 申し込んでいますが、インターネット環境がなく申請 ができない旨の相談はありませんでした。	4月15日
11	仕様書：P 3 2 (1) ウ 祝品の 申込受付⑤、P 7 別紙 2	「祝品・サービス（県指定分）の家事代行サービス等30 点程度」は、あくまで県が登録した家事代行サービス業者 の提供するサービスに限るという認識でいいか。 また、そのサービスはポイント額を確定した形でいいか？ ご教示ください。 その場合、仕様書3p-ウ「祝品の申込受付」の⑤「家事 代行サービスについては、あらかじめ贈呈サイト内でサー ビスに対するポイントを確定することができないため」と 相反すると思いますがいかかでしょうか？ご教示くだされ たい。	お見込みのとおり、県が審査・登録した家事代行サービ ス事業者等の提供するサービスに限ります。 県が登録した複数の事業者において提供されている多様な サービスへの代価としてポイントが利用されるため、現時 点では定額でのサービスは想定していません。	4月15日

1 2	仕様書：P 3 2 (1) エ ギフトカード等印刷物の作成・納品①	各印刷物の納品先は貴県への納品になりますでしょうか。もしくは市町への納品になりますでしょうか。また、納品は年間1回の納品になるか。もしくは年数回など、複数回の納品になりますでしょうか。	贈呈サイトの公開後の印刷物の納品先は県及び各市町を想定しています。公開前までの事業対象者については、受諾業者にて、印刷物の発送を行っていただきます。納品回数について、公開後に県及び各市町への納品を要するほか、不足があった場合は随時、県又は市町へ追加の納品をお願いする可能性があります。	4月15日
1 3	仕様書：P 3 2 (1) エ ギフトカード等印刷物の作成・納品①④	やまぐち子育て連盟からのお祝いメッセージカードの作成は受託者側での作成になりますでしょうか。その場合想定される印刷仕様（サイズ、重さ、カラーb、紙の材質）をご教示いただきたいです。 「メッセージの内容は県から提供する」と記載があるため、メッセージの文面はご共有いただけることと想定しています。	お見込みのとおり、受諾業者にて作成いただきます。印刷仕様の指定はありません。メッセージ文面は県から提供します。	4月15日
1 4	仕様書：P 3 2 (1) エ ギフトカード等印刷物の作成・納品①⑨	印刷物（ギフトカード、利用案内状、お祝いメッセージカード、封筒）は、市町に一括で納品し、市町が対象世帯へ配布されるという理解でよろしいでしょうか？	贈呈サイトの公開後の印刷物の納品先は県及び各市町を想定しています。納品後、対象世帯への配布は市町で行うことを想定しています。そのほか、不足があった場合は随時、県又は市町へ追加の納品をお願いする可能性があります。なお、公開前までの事業対象者については、受諾業者にて、印刷物の発送を行っていただきます。	4月15日
1 5	仕様書：P 5 3 共通事項（3）	「問い合わせや苦情、発送事故等の対応のための連絡先」について、連絡手法の指定はあるか。また、土日対応や24時間対応などは必要か。	連絡手法の指定はありません。土日・24時間対応を必須としていませんが、利用者の利便性を考慮し、連絡先を受諾者において確保いただくようお願いいたします。	4月15日
1 6	仕様書：P 5 4 (2) 委託料の支払い	「祝品のポイント利用分の代金費用については、上記（1）を検査し、適正と判断した後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。」とありますが、ポイント利用分のご請求は毎月実績に応じてご請求することは可能でしょうか。 そのほかの事業費においても納品や運用実績に応じて毎月ご請求に含めることは可能でしょうか。	祝品のポイント利用分の代金費用について、毎月の実績に応じて請求いただくことは可能です。本事業費（贈呈サイトの作成・運営管理、祝品の発送に係る経費等）について、毎月の請求に含めることも可能です。具体的な請求方法については、受諾後、県と協議の上決定することとなります。	4月15日